

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に 対する追加検査の状況

令和 3 年 12 月 22 日
原子力規制庁

1. 経緯・趣旨

令和 3 年 10 月 20 日の第 38 回原子力規制委員会において了承された追加検査（フェーズⅡ）の検査計画に基づき、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対し、以下のとおり検査を行ったので、その状況を別紙のとおり報告する。

2. 検査項目

(1) 追加的に事実関係の確認を行うべき事項

- ① 東京電力の特徴の把握
- ② 新たに確認を行うもの
 - ・機能復旧に 30 日以上経過している際に防護関係者にアラートを発信する仕組み
 - ・変更管理基本マニュアルによる影響評価の実施要求
 - ・原子力運営管理部長による点検長期計画の作成指示

(2) よりの確に分析すべき事項

<別紙（非公開）>

- 別紙 1 東京電力の特徴の把握に係る確認状況
- 別紙 2 新たに確認を行うものに係る確認状況
- 別紙 3 よりの確に分析すべき事項に係る確認状況